

化学品等の輸入の承認について

輸入注意事項19第6号 (19.3.6)

平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1に掲げる化学品等の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。

記

1 対象品目

(1) 有害物

関税率表の番号等	品 目
25・24	・石綿（労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第257号）附則第3条第6号に掲げるものを除く。）
2904・20	・4-ニトロジフェニル及びその塩
2909・19	・ビス（クロロメチル）エーテル
2921・45	・ペーターナフタルアミン及びその塩
2921・49	・4-アミノジフェニル及びその塩
2921・59	・ベンジジン及びその塩
3506・91	・ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の5%を超えるもの
36・05	・黄りんマツチ
38・22	・4-ニトロジフェニル（その塩を含む。）、ビス（クロロメチル）エーテル、ベンジジン（その塩を含む。）、4-アミノジフェニル（その塩を含む。）又はペーターナフタルアミン（その塩を含む。）をその重量の1%を超えて含有する製剤その他のもの
3824・90	・4-ニトロジフェニル（その塩を含む。）、ビス（クロロメチル）エーテル、ベンジジン（その塩を含む。）、4-アミノジフェニル（その塩を含む。）又はペーターナフタルアミン（その塩を含む。）をその重量の1%を超えて含有する製剤その他のもの
4005・20	・ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の5%を超えるもの
4016・99	・ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の5%を超えるもの ・労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第16条第1項第4号に掲げる物をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物（労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第257号）附則第3条各号に掲げるものを除く。）

(2) 第一種特定化学物質

関税率表の番号等	品 目
2903・29	・ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン (試験研究用のものを除く。)
2903・52	・1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a, 4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタン-1H-インデン,1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a, 4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタン-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物 (別名クルルデン又はヘプタクロル) (試験研究用のものを除く。) ・1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-1,4,4a, 5,8,8a-ヘキサヒドロ-エキン-1,4-エンド-5,8-ジメタンナフタレン (別名アルドリソ) (試験研究用のものを除く。)
2903・59	・ポリクロロ-2,2-ジメチル-3-メチリデンビシクロ [2.2.1] ヘプタン (別名トキサフエン) (試験研究用のものを除く。) ・ドデカクロロペンタシクロ [5.3.0.02,6.03,9.04,8] デカン (別名イレイックス) (試験研究用のものを除く。)
2903・62	・ヘキサクロロベンゼン (試験研究用のものを除く。) ・1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス (4-クロロフェニル) エタン (別名DDT) (試験研究用のものを除く。)
2903・69	・ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ナフタレン (塩素数が三以上のものに限り。)(試験研究用のものを除く。)
2906・29	・2,2,2-トリクロロ-1,1,1-ビス (4-クロロフェニル) エタン (別名ジコホル) (試験研究用のものを除く。)
2907・19	・2・4・6-トリタータ-シヤリ-ブチルフェノール (試験研究用のものを除く。)
2910・40	・1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a, 5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エンド-1,4-エンド-5,8-ジメタンナフタレン (別名テイルドリソ) (試験研究用のものを除く。)
2910・90	・1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a, 5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エンド-1,4-エンド-5,8-ジメタンナフタレン (別名エンドリソ) (試験研究用のものを除く。)
2921・51	・N・N'—ジトリル—パラ—フェニレンジアミン、N—トリル—N'—キシリル—パラ—フェニレンジアミン (試験研究用のものを除く。) ・N・N'—ジキシリル—パラ—フェニレンジアミン (試験研究用のものを除く。)
29・31	・ビス (トリブチルスズ) =オキシド (試験研究用のものを除く。)
3404・90	・ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ナフタレン (塩素数が三以上のものに限り。)(試験研究用のものを除く。)
3824・82	・ポリ塩化ビフェニル (試験研究用のものを除く。)
3824・90	・ポリ塩化ナフタレン (塩素が三以上のものに限り。)(試験研究用のものを除く。)

追

⑮

- (3) 第一種特定化学物質使用製品
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。)第13条第1項に規定する政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書A又は附属書Bに掲げる化学物質が使用されているものに限る。)

2 申請者の資格

- (1) 上記1の(1)に掲げる有害物
試験研究用に当該貨物を輸入しようとする者
- (2) 上記1の(2)に掲げる第一種特定化学物質
化審法第11条の規定に基づく許可を受けている者
- (3) 上記1の(3)に掲げる第一種特定化学物質使用製品
(※下記5を参照のこと。)

3 書面申請手続

- (1) 申請書の提出先
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
- (2) 申請書の受付時間
毎週月曜日から金曜日までの午前10時から正午まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。)を除く。
- (3) 申請書の提出部数
輸入承認申請書(輸入貿易管理規則別表第一 T2010)・・・2通
- (4) 添付書類
- ① 上記1.の(1)に掲げる有害物については、試験研究用に当該貨物を輸入する旨の説明書1通
- ② 次のいずれかの書類
- a. 特定化学物質等障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)第46条第2項に規定する製造等禁止物質の使用許可証の写し1通
- b. 石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)第47条第2項に規定する製造等禁止物質の使用許可証の写し1通
- c. 化審法第11条の規定に基づく許可書の写し1通
- ③ 輸入承認に当たり必要がある場合は、許可証等の原本並びに①及び②に掲げる書類以外の書類の提出を求めることがある。
- ④ 提出書類は原則として返還しない。ただし、許可証等の原本は確認後返還する。
- 4 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続
- (1) 申請者の届出
- 電子申請を行おうとする者は、事前に申請者届出を原則として郵送にて行うこと。
- ① 必要書類
- 申請者届出書、届出理由書、登記簿謄本(法人の場合)、住民票(個人の場合)、

返信用封筒（返信用切手を貼り付けて、あて先を記入のこと。）、委任状（法人代表以外の申請者の場合）、インターネット申請の場合には認証書及び秘密鍵用のFD（3.5inch、2HD、1.44MBフロッピーディスク）

（注）外国人又は外国人の場合は、登記簿謄本又は住民票に代えて所在の証明できる書類

- ② 郵送先
〒100-8901

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

- ③ その他、申請者の届出に係る運用は平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号（特定手続等に係る申請者の届出について）の定めるところによる。

- (2) 申請手続

輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第2条の2に規定する経済産業省の使用に係る電子計算機（以下「専用電子計算機」という。）に備えられたファイルから入手可能な「輸入承認申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する申請をする者の使用に係る入出力装置（以下「特定入出力装置」という。）から入力すること。

- (3) ダイヤルアップ申請

① 申請書編集ソフトウェアは以下のいずれかを使用のこと。

- (イ) 経済産業省配布の申請書編集ソフトウェア
- (ロ) テキストエディタ
- (ハ) XMLエディタ

- ② 受付電話番号

03-5251-3030

- (4) インターネット申請

申請書編集ソフトウェアは以下のものを使用のこと。

インターネット申請用申請書編集ソフトウェア

- (5) 品目コード

CH

- (6) 受付窓口

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

- (7) 申請受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで。ただし、行政機関の休日を除く。

⑮

※受付時間は、経済産業省に申請データが到着すべき時間（申請データが到着した場合、到着確認シートが返信されます。）

(8) 添付書類

- ① 上記1の(1)に掲げる有害物については、試験研究用に当該貨物を輸入する旨の説明書
- ② 次のいずれかの書類
- a. 特定化学物質等障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第46条第2項に規定する製造等禁止物質の使用許可証
- b. 石棉障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第47条第2項に規定する製造等禁止物質の使用許可証
- c. 化審法第11条の規定に基づき許可書
- ③ 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号（電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。）の定めるところによる別紙参考様式第1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類（以下「原本証明書」という。）
- ④ 申請者本人が記名押印又は署名し、交付を希望する理由を記載した交付依頼書（様式自由。規則別表第2で定める輸入承認証の交付を希望する場合に限る。）
- ⑤ 上記書類のスキヤナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達の定めるところによる別紙参考様式第2による電子申請に係る添付資料の送り状（以下「送り状」という。）を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口に掲載又は提出すること。
- ⑥ 電子申請における1申請の添付資料の受入可能容量は、10MB程度とする。
なお、これを超える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口に掲載又は提出すること。
- ⑦ ⑤及び⑥の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。
- ⑧ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類及び上記書類の原本の提出を求めることがある。
※電子申請時に添付出来るファイル拡張子は、以下のとおり。
jpeg、jpg、gif、pdf、txt、htm、html、xml
- (9) その他、電子申請に係る運用は運用通達及び申請者届出後に配布される利用マニュアルを参照のこと。

5 輸入承認基準

当該輸入承認申請が3又は4に従って行われたものであることを確認の上、審査の結果適当と認められる場合に、申請のあった貨物の数量の範囲内で承認を行うものとする。なお、「第一種特定化学物質使用製品」については、化審法第13条の規定に基づき輸入が禁止されているため、原則、承認されません。